

横浜市新型コロナウイルス障害福祉サービス継続支援事業補助金交付要綱

制 定 令和2年12月1日 健障推第1339号（局長決裁）

最近改正 令和5年10月20日 健障推第1259号（局長決裁）

（目的）

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症による影響が広がる中、障害福祉サービス等事業者が障害福祉サービス等の継続に要する経費に対し補助金を交付することにより、障害福祉サービス等事業の継続に必要な支援を行うことを目的とする。

2 補助金の交付については、社会福祉法（昭和35年法律第45号）第58条、社会福祉法人の助成に関する条例（昭和35年7月横浜市条例第15号）及び横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めによるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下、「障害者総合支援法」という）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び補助金規則の例による。

（補助事業の実施）

第3条 本事業は、次の各号に定める事業を行う。

（1）サービス継続支援事業

新型コロナウイルスの感染者が発生した施設・事業所において、建物の消毒に要する費用や職員の感染等に伴う人員確保等、サービスの継続に必要な経費を支援する。

ア 対象施設・事業所

以下の①から③に該当する施設・事業所を対象とする。なお、具体的な対象サービス種別は、別表のとおりとする。

① 利用者又は職員に新型コロナウイルスの感染者が発生した施設・事業所

② 感染等の疑いのある利用者又は職員に対し、一定の要件のもと、自費で検査を実施した障害者支援施設又は共同生活援助事業所（①の場合を除く）

※一定の要件を含む、具体的な取扱いについては、別表に規定する。

③ ①以外の事業所であって、居宅で生活している利用者に対して、当該事業所の職員が利用者の居宅等への訪問により、できる限りのサービスを提供した事業所

※通常形態でのサービス提供が困難であり、感染を未然に防ぐために代替措置を取った場合（近隣自治体や近隣施設・事業所で感染者が発生している場合又は感染拡大地域である場合（感染者が一定数継続して発生している状況等）に限る。）

なお、令和5年5月8日以降については、事業所を休業した場合に限る。

(2) 協力支援事業

感染者が発生した施設・事業所の利用者に必要なサービスを確保する観点から、当該施設・事業所からの利用者の受入れや当該施設・事業所への応援職員の派遣等、協力する施設・事業所において必要な経費を支援する。

※新型コロナウイルスの感染者等発生時の特別な協力体制を組んだ場合に限る。

ア 対象施設・事業所

以下の①又は②に該当する施設・事業所を対象とする。なお、具体的な対象サービス種別は、別表のとおりとする。

- ① 第3条(1)アの①に該当する施設・事業所に対し、協力する施設・事業所
- ② 感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した障害福祉サービス等事業所に対し、協力する施設・事業所

(補助事業者の範囲)

第4条 各補助事業において、補助金の交付を受けることができる者は、本市に指定等を受けた又は所在する次のいずれかに該当する施設・事業所を設置・運営する法人又は個人とする。

- (1) 障害者総合支援法に規定する事業を実施する施設・事業所
- (2) 児童福祉法に規定する障害児入所施設、障害児通所支援事業所及び障害児相談支援事業所

2 次の各号に掲げる者は、補助の対象としない。

- (1) 法人にあつては、暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号。以下「暴排条例」という。）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）
- (2) 個人にあつては、暴力団員等（暴排条例第2条第4号に規定する暴力団員をいう。）

(補助対象経費、基準単価及び補助対象範囲)

第5条 各補助事業における補助対象経費及び1事業所・施設あたりの基準単価は別表のとおりとし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。ただし、障害福祉サービス等報酬及び他の国庫補助金等で措置されているものは、この要綱における補助の対象としないものとする。なお、基準単価を超えて補助する必要がある場合は、協議の上、必要と認める場合に限り基準単価を超えて補助することができる。

2 各補助事業における補助対象の範囲は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までに発生する通常の障害福祉サービスの提供では想定されない費用とする。

(交付の時期)

第6条 補助金規則第17条の規定により、確定した額を補助事業等が完了した後に交付するものとする。

2 前項の規定により補助金を交付する場合は、確定払いとする。

(交付の時期の例外)

第7条 補助金規則第17条の規定により、市長が必要と認めるときは、補助事業等の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合は、概算払いとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金規則第5条第1項の規定により補助金の交付を受けようとする者は、横浜市新型コロナウイルス障害福祉サービス継続支援事業補助金交付申請書兼実績報告書(第1号様式)を提出するものとする。また、補助金規則第5条第2項第5号の規定により市長が申請書への添付が必要と認める書類は次に掲げる(1)、(2)、(3)、(5)、(6)の書類とする。ただし、第7条の規定に基づき補助事業等の完了前に補助金の全部又は一部の交付を受けようとする場合、横浜市新型コロナウイルス障害福祉サービス継続支援事業補助金交付申請書(第1号様式の2)により申請し、補助金規則第5条第2項第5号の規定により市長が申請書への添付が必要と認める書類は(1)、(2)、(4)、(6)の書類とする。

(1) 第1号様式別紙(1) 事業所・施設別申請額一覧

(2) 第1号様式別紙(2) 事業所・施設別個表

(3) 補助金等に係る領収書その他の当該収支計算に係る支出を証する書類又はその写し

(4) 収支予算書

(5) 収支決算書

(6) その他必要な書類

2 補助金規則第5条第3項の規定により市長が前項に定める様式への記載又は添付を省略させることができる書類は、第1号様式については、同条第1項第3号及び同条第2項第1号から第4号に規定する書類とし、第1号様式の2については、同条第1項第3号及び同条第2項第1号、第2号、第4号に規定する書類とする。

3 補助金交付申請書の提出期限は、市長がその都度指定するものとする。

(交付の決定)

第9条 市長は、前条第1項の規定に基づく補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、横浜市新型コロナウイルス障害福祉サービス継続支援事業補助金交付決定通知書兼交付額確定通知書(第2号様式)により申請者に通知する。ただし、第7条第1項及び第8条第1項ただし書き以降の規定に基づく補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、横浜市新型コロナウイルス障害福祉サービス継続支援事業補助金交付決定通知書(第2号様式の2)により申請者に通知する。

2 市長は、第1項の審査の結果により、補助金等の交付をしないことと決定したときは、横浜市新型コロナウイルス障害福祉サービス継続支援事業補助金不交付決定通知書(第3号様式)により申請者に通知する。

(申請の取下げの期日)

第10条 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請取下げの期日は、申請者が前条第1項に規定する通知を受けた日の翌日から起算して10日以内の日とする。

(実績報告)

第11条 補助金規則第14条第1項に規定する実績報告は、第8条第1項に定める交付申請書兼実績報告書により行うものとする。ただし、第7条の規定に基づき補助事業等の完了前に補助金の全部又は一部を交付する場合については、横浜市新型コロナウイルス障害福祉サービス継続支援事業補助金実績報告書(第1号様式の3)に加えて次に掲げる書類とする。

- (1) 第1号様式別紙(1) 事業所・施設別申請額一覧
- (2) 第1号様式別紙(2) 事業所・施設別個表
- (3) 補助金等に係る領収書その他の当該収支計算に係る支出を証する書類又はその写し
- (4) 収支決算書
- (5) その他必要な書類

2 補助金規則第14条第4項の規定により市長が前項に定める実績報告書への添付を省略させることができる書類は、同条第1項第3号に規定する書類とする。

(補助金額の確定通知)

第12条 補助金規則第15条の規定による補助金額の確定の通知は、第9条第1項に定める交付決定通知書兼確定通知書(第2号様式)により行うものとする。ただし、第7条の規定に基づき補助事業等の完了前に補助金の全部又は一部を交付する場合については、横浜市新型コロナウイルス障害福祉サービス継続支援事業補助金交付確定通知書(第2号様式の3)により行うものとする。

(補助金交付の請求)

第13条 補助金規則第18条第1項の規定による補助金の交付の請求は、市長に横浜市新型コロナウイルス障害福祉サービス継続支援事業補助金請求書(第4号様式)を提出し、請求するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第14条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金規則第19条第1項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 第4条第2項に該当するとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。

(警察本部への照会)

第15条 市長は、必要に応じ、申請者又は交付の決定を受けた者が、暴力団経営支配法人等に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(入札又は見積書の徴収)

第 16 条 補助金規則第 24 条ただし書きの規定により、市内業者による入札又は 2 人以上の市内事業者からの見積書の徴収を行わない場合とは、人件費等、契約（経費）の性質上、債権者の請求によることが困難な経費及び緊急時の対応など入札等を行う暇がないと認められる経費の場合とする。

(財産の処分の制限)

第 17 条 規則第 25 条ただし書きの規定により市長が定める財産の処分の制限がかからなくなるために必要な期間は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械器具等については、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産処分制限期間（平成 20 年厚生労働省告示第 384 号に規定する処分制限期間）とする。

(関係書類の保存期間)

第 18 条 補助金規則第 26 条の規定により市長が定める関係書類には備品等の納品書も対象とし、その保存期間は、5 年とする。ただし、第 16 条に掲げる財産については、前記の期間を経過する日と補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規程により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 19 条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、横浜市新型コロナウイルス障害福祉サービス継続支援事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第 5 号様式）により、速やかに市長に対して報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。補助事業者は、市長の返還命令を受けて当該仕入控除税額を返還しなければならない。

(委任)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附則

この要綱は令和2年12月1日から施行する。

附則

この要綱は令和3年10月1日から施行する。

附則

この要綱は令和4年9月29日から施行する。

附則

この要綱は令和5年10月20日から施行する。

別表

基準単価（年額）			（１）障害福祉サービス等事業者等のサービス継続支援		（２）障害福祉サービス等事業者との協力支援	
事業区分			① 利用者又は職員に新型コロナウイルスの感染者が発生した施設・事業所 ・対象サービス：No. 1からNo. 31	③ ①以外の事業所であって、居宅で生活している利用者に対して、当該事業所の職員が利用者の居宅等への訪問により、できる限りのサービスを提供した事業所（令和5年5月8日以降については、事業所を休業した場合に限る。）（※3） ・対象サービス：No. 1からNo. 10、No. 28、No. 29	① （１）の①に該当する施設・事業所に対し、協力する施設・事業所	② 感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した障害福祉サービス等事業者に対し、協力する施設・事業所（※4） ・対象サービス：No. 1からNo. 31
分類	No	サービス種別				
通所系	1	療養介護	1,978千円／事業所	1,978千円／事業所	989千円／事業所	
	2	生活介護	631千円／事業所	631千円／事業所	316千円／事業所	
	3	自立訓練（機能訓練）	288千円／事業所	288千円／事業所	144千円／事業所	
	4	自立訓練（生活訓練）	228千円／事業所	228千円／事業所	114千円／事業所	
	5	就労移行支援	221千円／事業所	221千円／事業所	110千円／事業所	
	6	就労継続支援A型	279千円／事業所	279千円／事業所	140千円／事業所	
	7	就労継続支援B型	294千円／事業所	294千円／事業所	147千円／事業所	
	8	児童発達支援	271千円／事業所	271千円／事業所	136千円／事業所	
	9	医療型児童発達支援	172千円／事業所	172千円／事業所	86千円／事業所	
	10	放課後等デイサービス	257千円／事業所	257千円／事業所	128千円／事業所	
短期入所	11	短期入所	146千円／事業所	—	73千円／事業所	
入所・居住系	12	施設入所支援	1,013千円／施設	—	506千円／施設	
	13	共同生活援助	100千円／グループホーム	—	50千円／グループホーム	
	14	福祉型障害児入所施設	985千円／施設	—	493千円／施設	
	15	医療型障害児入所施設	529千円／施設	—	264千円／施設	
訪問系	16	居宅介護	107千円／事業所	—	41千円／事業所	
	17	重度訪問介護	175千円／事業所	—	67千円／事業所	
	18	同行援護	60千円／事業所	—	23千円／事業所	
	19	行動援護	106千円／事業所	—	41千円／事業所	
	20	就労定着支援	35千円／事業所	—	17千円／事業所	
	21	自立生活援助	19千円／事業所	—	9千円／事業所	
	22	居宅訪問型児童発達支援	30千円／事業所	—	11千円／事業所	
	23	保育所等訪問支援	35千円／事業所	—	13千円／事業所	
相談系	24	計画相談支援	50千円／事業所	—	25千円／事業所	
	25	地域移行支援	36千円／事業所	—	18千円／事業所	
	26	地域定着支援	38千円／事業所	—	19千円／事業所	
	27	障害児相談支援	37千円／事業所	—	18千円／事業所	
その他	28	地域活動支援センター事業（デイサービス型、精神障害者生活支援センター、障害者地域作業所型、精神障害者地域作業所型、中途障害者地域活動センター型）	294千円／事業所	294千円／事業所	147千円／事業所	
	29	日中一時支援	146千円／事業所	146千円／事業所	73千円／事業所	
	30	障害者入浴サービス	60千円／事業所	—	23千円／事業所	
	31	移動支援事業	60千円／事業所	—	23千円／事業所	
対象経費			○（１）①に該当する施設・事業所等の場合 ・緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費、一定の要件に該当する自費検査費用（※5のとおり障害者支援施設等に限る） ・施設・事業所の消毒・清掃費用 ・感染症廃棄物の処理費用 ・感染者又は感染者と接触があった者への対応に伴い在庫不足が見込まれる衛生・防護用品の購入費用 （以下の費用は、代替サービス提供期間の分に限る） ・代替サービス提供に伴う緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、旅費、損害賠償保険の加入費用 ・代替場所の確保費用（使用料） ・居宅介護事業所に所属する居宅介護職員による同行指導への謝金 ・代替場所や利用者宅への旅費 ・利用者宅を訪問して健康管理や相談援助等を行うため緊急かつ一時的に必要となる車や自転車のリース費用 ・通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く） ○（１）②に該当する事業所・施設等の場合 ・一定の要件に該当する自費検査費用（※5のとおり障害者支援施設等に限る）	○ 居宅を訪問してサービスを提供する場合に必要な費用 ・代替サービス提供に伴う緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用 ・代替場所の確保費用（使用料） ・居宅介護事業所に所属する居宅介護職員による同行指導への謝金 ・代替場所や利用者宅への旅費 ・利用者宅を訪問して健康管理や相談援助等を行うため緊急かつ一時的に必要となる車や自転車のリース費用 ・通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く） ※上記費用は、代替サービス提供期間の分に限る。	○利用者受入や職員の応援派遣に係る費用 ・追加に必要な人員確保のための緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用	
助成額の算定	・施設・事業所ごとに、（１）及び（２）についてそれぞれ基準単価まで助成することができる。この基準単価は、対象経費の支出年度単位で適用する。令和4年度分については、既に助成を受けている場合は、当該助成額を基準単価から除いた金額まで助成することができる。 ・施設・事業所ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。なお、助成額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 なお、（１）①から③及び（２）の施設・事業所のうち、特別な事情により基準単価を超えて助成する必要がある場合は、厚生労働省に個別協議の上、必要と認める場合に限り基準単価を超えて助成することができる。					

- ※1 対象施設・事業所については、助成の申請時点で指定を受けている施設・事業所とし、休業中のものを含む。
- ※2 多機能型事業所を含め、複数サービスを実施している事業所は、該当するそれぞれのサービスについて基準単価まで助成することができる。
- ※3 「居宅で生活している利用者に対して、当該事業所の職員が利用者の居宅等への訪問により、できる限りのサービスを提供した事業所」とは、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」（令和2年2月20日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）に基づき、職員が利用者の居宅又は代替場所においてサービスを提供している場合を指す。
- ※4 「自主的に休業」とは、各事業者が定める運営規程の営業日において、営業しなかった日（利用者の居宅への訪問によるサービスのみを提供する場合を含む。）が連続3日以上の場合を指す。
- ※5 「感染等の疑いのある利用者又は職員に対し、一定の要件のもと、自費で検査を実施した障害者支援施設又は共同生活援助事業所」に対する助成の取扱いは、以下のとおりとする。

1 障害者支援施設又は共同生活援助事業所への自費検査費用の助成の考え方
障害者支援施設又は共同生活援助事業所（以下「障害者支援施設等」という。）の入所（居）者には、高齢者や基礎疾患を有する者等の重症化リスクの高い者が含まれており、クラスターが発生した場合の影響が極めて大きいため、次の2に掲げる要件のもと、助成の対象とする。

2 助成要件

(1) 対象サービス種別

障害者支援施設、共同生活援助事業所

(2) 対象者及び要件

- ・感染者と同居する職員
- ・面会后、面会に来た家族等が感染者であることが判明した入所（居）者など、感染が疑われる理由がある者で、以下の①及び②の要件に該当する場合。

①近隣自治体や近隣施設等で感染者が発生している、又は感染拡大地域に所在する障害者支援施設等

②保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関に行政検査としての検査を依頼したが対象にならないと判断された場合に、障害者支援施設等の判断で実施した自費検査

(3) 上限額

一人1回当たりの補助上限額は2万円を限度とする。（ただし、別表の補助単価の範囲内）

(4) その他

ア 個別の職員や利用者の状況や事情を考慮しない、障害者支援施設等の判断で実施される定期的な検査や一斉検査は対象外とする。

イ 保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関に行政検査としての検査を依頼したが、対象外と判断されたことについて、障害者支援施設等において理由書を作成し、障害者支援施設等の所在地の都道府県知事等に提出することとし、都道府県等においては、理由書の内容を確認し、必要に応じて保健所等にも問合せの上で適否を判断すること。

（申請先）
横浜市長

（申請者）
法人名

所在地

代表者職氏名
（施設・事業所名： _____）

横浜市新型コロナウイルス障害福祉サービス継続支援事業
補助金交付申請書兼実績報告書

横浜市新型コロナウイルス障害福祉サービス継続支援事業補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）に基づき、次のとおり横浜市新型コロナウイルス障害福祉サービス継続支援事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請いたします。

また、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び要綱を契約の内容とすることに合意し、補助事業等の実施にあたってはこれを遵守します。

1 補助事業の内容（該当項目に○を付けてください。）

- （1）障害福祉サービス等事業者等のサービス継続支援事業（ _____ ）
（2）障害福祉サービス等事業者との協力支援事業（ _____ ）

2 申請金額

_____ 円

3 添付書類

- （1）第1号様式別紙（1）事業所・施設別申請額一覧
（2）第1号様式別紙（2）事業所・施設別個表
（3）支出を証する書類等
（4）収支決算書
（5）その他必要な書類（利用者の居宅を訪問し支援したことが分かる資料等）

（担当者）
職氏名 _____
連絡先 _____

（申請先）
横浜市長

（申請者）
法人名

所在地

代表者職氏名
（施設・事業所名： _____）

横浜市新型コロナウイルス障害福祉サービス継続支援事業補助金交付申請書

横浜市新型コロナウイルス障害福祉サービス継続支援事業補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）に基づき、次のとおり横浜市新型コロナウイルス障害福祉サービス継続支援事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請いたします。

また、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び要綱を契約の内容とすることに合意し、補助事業等の実施にあたってはこれを遵守します。

1 補助事業の内容（該当項目に○を付けてください。）

- （1）障害福祉サービス等事業者等のサービス継続支援事業（ _____ ）
- （2）障害福祉サービス等事業者との協力支援事業（ _____ ）

2 申請金額

_____ 円

3 添付書類

- （1）第1号様式別紙（1）事業所・施設別申請額一覧
- （2）第1号様式別紙（2）事業所・施設別個表
- （3）収支予算書
- （4）その他必要な書類（利用者の居宅を訪問し支援したことが分かる資料等）

（担当者）

職氏名 _____
連絡先 _____

（申請先）
横浜市長

（申請者）
法人名

所在地

代表者職氏名
（施設・事業所名： _____）

横浜市新型コロナウイルス障害福祉サービス継続支援事業実績報告書

横浜市新型コロナウイルス障害福祉サービス継続支援事業補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）に基づき、次のとおり横浜市新型コロナウイルス障害福祉サービス継続支援事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請いたします。

また、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び要綱を契約の内容とすることに合意し、補助事業等の実施にあたってはこれを遵守します。

1 補助事業の内容（該当項目に○を付けてください。）

- （1）障害福祉サービス等事業者等のサービス継続支援事業（ _____ ）
- （2）障害福祉サービス等事業者との協力支援事業（ _____ ）

2 申請金額

_____ 円

3 添付書類

- （1）第1号様式別紙（1）事業所・施設別申請額一覧
- （2）第1号様式別紙（2）事業所・施設別個表
- （3）支出を証する書類等
- （4）収支決算書
- （5）その他必要な書類（利用者の居宅を訪問し支援したことが分かる資料等）

（担当者）
職氏名 _____
連絡先 _____

第1号様式別紙(1)事業所・施設別申請額一覧

法人名

0

(単位:千円)

No.	事業所番号	事業所・施設名	サービス種別	1. 障害福祉サービス事業所等におけるサービス継続支援事業			2. 障害福祉サービス事業所等との協力支援事業			申請額計(g)	備考
				基準単価(a)	所要額(b)	申請額(c)	基準単価(d)	所要額(e)	申請額(f)		
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
合計											

(注)

- 1 行が不足する場合には適宜行を追加して差し支えないが、列の挿入は絶対に行わないこと。
- 2 「基準単価(a)」及び「基準単価(d)」は、「別表1」に記載された基準単価を記入すること。
- 3 「所要額(b)」及び「所要額(e)」は「第1号様式(3)事業所・施設別個表」に記載した所要額(千円未満切り捨て)を記入すること。
- 4 「申請額(c)」は、「基準単価(a)」と「所要額(b)」を比較して低い方の額を、「申請額(f)」は、「基準単価(d)」と「所要額(e)」を比較して低い方の額をそれぞれ記入すること。
- 5 「申請額計(g)」は、「申請額(c)」と「申請額(f)」の合計額を記入すること。

第1号様式別紙(2)事業所・施設別個表

申請者	フリガナ			
	法人名			
	法人所在地	(郵便番号 -)		
	代表者の職・氏名	職名		氏名
	申請に関する担当者	職名		氏名
	担当者連絡先	電話番号		E-mail
事業所・施設 の 状況	フリガナ			事業所番号
	事業所・施設の名称			
	提供サービス			
	事業所・施設の所在地	(郵便番号 -)		
	連絡先	電話番号		E-mail
管理者の氏名				
事業区分	<input type="checkbox"/> 障害福祉サービス事業所等におけるサービス継続支援事業 → 1を記載 <input type="checkbox"/> 障害福祉サービス事業所等との協力支援事業 → 2を記載			

1. 障害福祉サービス事業所等におけるサービス継続支援事業 基準単価 FALSE 千円 所要額 千円

対象の区分	※下表から該当する番号を1つ選択して記入 (複数該当する場合には一番小さい番号のものを記入)	※千円未満切り捨て
① 利用者又は職員に新型コロナウイルスの感染者が発生した施設・事業所 ② 感染等の疑いのある利用者又は職員に対し、一定の要件のもと、自費で検査を実施した障害者支援施設又は共同生活援助事業所 (①の場合を除く) ③ ①以外の事業所であって、居宅で生活している利用者に対して、当該事業所の職員が利用者の居宅等への訪問により、できる限りのサービスを提供した事業所		
事由発生の時期的内容について記入		

積算内訳 ※入力は不要です。収支決算書に記入されたものが自動入力されます。

領収書No	品目	数量	所要額(円)	用途
0		0	0	0
0		0	0	0
0		0	0	0
0		0	0	0
0		0	0	0
0		0	0	0
0		0	0	0
0		0	0	0
0		0	0	0
0		0	0	0
0		0	0	0
0		0	0	0
合計(①)			0	

2. 障害福祉サービス事業所等との協力支援事業 基準単価 FALSE 千円 所要額 千円

対象の区分	※下表から該当する番号を1つ選択して記入 (複数該当する場合には一番小さい番号のものを記入)	※千円未満切り捨て
① 上記1の①の障害福祉サービス事業所・介護施設等の連携先の障害福祉サービス事業所・施設等 ② 感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した障害福祉サービス事業所の連携先の障害福祉サービス事業所・施設等		
事由発生の時期的内容について記入		

積算内訳 ※入力は不要です。収支決算書に記入されたものが自動入力されます。

領収書No	品目	数量	所要額(円)	用途
0		0	0	0
0		0	0	0
0		0	0	0
0		0	0	0
0		0	0	0
0		0	0	0
0		0	0	0
0		0	0	0
0		0	0	0
0		0	0	0
0		0	0	0
0		0	0	0
合計(②)			0	

(参考)対象経費の例

事業ごとに対象となる取組や経費を例示したものであり、積算内訳の作成にあたり参考とすること。

下記はあくまで記載例であり、対象となる取組や費用を制限するものではなく、実施要綱に基づき、実際に生じた費用について記入すること。

1. 障害福祉サービス事業所等におけるサービス継続支援事業

○①に該当する施設・事業所等の場合・緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費、一定の要件に該当する自費検査費用(障害者支援施設等に限る)

- ・施設・事業所の消毒・清掃費用
- ・感染症廃棄物の処理費用
- ・感染者への対応に伴い在庫不足が見込まれる衛生・防護用品の購入費用

(以下の費用は、代替サービス提供期間の分に限り)

- ・代替サービス提供に伴う緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、旅費、損害賠償保険の加入費用
- ・代替場所の確保費用(使用料)
- ・居宅介護事業所に所属する居宅介護職員による同行指導への謝金
- ・代替場所や利用者宅への旅費
- ・利用者宅を訪問して健康管理や相談援助等を行うため緊急かつ一時的に必要な車や自転車のリース費用
- ・通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用(通信費用は除く)

○②に該当する事業所・施設等の場合

- ・一定の要件に該当する自費検査費用(障害者支援施設等に限る)

○③に該当する居宅を訪問してサービスを提供する場合に必要な費用(事業所が全部休業の場合のみ)

(以下の費用は、代替サービス提供期間の分に限り)

- ・代替サービス提供に伴う緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用
- ・代替場所の確保費用(使用料)・居宅介護事業所に所属する居宅介護職員による同行指導への謝金
- ・代替場所や利用者宅への旅費
- ・利用者宅を訪問して健康管理や相談援助等を行うため緊急かつ一時的に必要な車や自転車のリース費用
- ・通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用(通信費用は除く)

2. 障害福祉サービス事業所等との協力支援事業

○利用者受入や職員の応援派遣に係る費用

- ・追加で必要な人員確保のための緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用

収支決算書

(1) 収入の部

項目	収入額
①横浜市新型コロナウイルス障害福祉サービス継続支援事業補助金	0
②横浜市新型コロナウイルス障害福祉サービス協力支援事業補助金	0
③神奈川県「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業」(補助金)	0
④横浜市新型コロナウイルス介護サービス継続支援事業補助金	0
⑤その他 補助金等	0
⑥法人負担	0
収入合計	0

(2) 支出の部

1. 障害福祉サービス事業所におけるサービス継続支援事業

領収書No	品目	数量	支出額(円)	用途
合計(①)			0	

2. 障害福祉サービス事業所等との協力支援事業

領収書No	品目	数量	支出額(円)	用途
合計(②)			0	

3. その他 上記③～⑤で補助金で購入等した経費

	品目	数量	支出額(円)	用途
合計			0	

支出合計	0
------	---

誓 約

横浜市新型コロナウイルス障害福祉サービス継続支援事業等補助金を申請するにあたり、他の補助金で申請した経費と重複していないことを確認しています。

施設・事業所名 :
 代表者職氏名 :

様

横浜市長

横浜市新型コロナウイルス障害福祉サービス継続支援事業補助金
交付決定通知書兼交付額確定通知書

申請のありました、横浜市新型コロナウイルス障害福祉サービス継続支援事業補助金については、次のとおり交付することを決定したので通知します。

1 対象事業

2 対象施設・事業所

3 交付決定額及び確定額

_____円

※ 交付の時期は、適法な請求書を受理した日から30日以内に支払います。

4 交付条件

- (1) 補助事業に係る経費の収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等並びに領収書等の書類は、事業完了後5年間保存すること。
- (2) 次のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部の返還を求めます。
 - ア 虚偽又は不正な手続きにより補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金を他の用途に使用したとき。
 - ウ その他法令、条例、規則又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき。

(担当)

様

横浜市長

横浜市新型コロナウイルス障害福祉サービス継続支援事業補助金交付決定通知書

申請のありました、横浜市新型コロナウイルス障害福祉サービス継続支援事業補助金については、次のとおり交付することを決定したので通知します。

1 対象事業

2 対象施設・事業所

3 交付決定額

_____円

※ 交付の時期は、適法な請求書を受理した日から30日以内に支払います。

4 交付条件

- (1) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合には、速やかに、市長に報告し、その指示を受けること。
- (2) 補助事業等の遂行が困難となった場合には、速やかに、市長に報告し、その指示を受けること。
- (3) 補助事業に係る経費の収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等並びに領収書等の書類は、事業完了後5年間保存すること。
- (4) 次のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部の返還を求めます。
 - ア 虚偽又は不正な手続きにより補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金を他の用途に使用したとき。
 - ウ その他法令、条例、規則又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき。

(担当)

様

横浜市長

横浜市新型コロナウイルス障害福祉サービス継続支援事業補助金交付額確定通知書

申請のありました、横浜市新型コロナウイルス障害福祉サービス継続支援事業補助金については、次のとおり額を確定したので通知します。

1 対象事業

2 対象施設・事業所

3 交付確定額

_____ 円

(担当)

様

横浜市長

横浜市新型コロナウイルス障害福祉サービス継続支援事業補助金不交付決定通知書

申請のありました横浜市新型コロナウイルス障害福祉サービス継続支援事業補助金については、不交付と決定したので通知します。

（理由）

（担当）

(請求先)
横浜市長

(請求者)
法人名
所在地
代表者職名

横浜市新型コロナウイルス障害福祉サービス継続支援事業補助金請求書

横浜市新型コロナウイルス障害福祉サービス継続支援事業補助金について、次のとおり請求します。

- 1 対象事業(該当項目に○を付けてください。)
- (1) 障害福祉サービス等事業者等のサービス継続支援事業 ()
- (2) 障害福祉サービス等事業者との協力支援事業 ()

2 請求金額
_____円(事業所: _____)

3 振込先金融機関

振込先	金融機関名・店名	
	金融機関コード及び支店コード	
	預金種別及び口座番号	普通・当座 NO,
	フリガナ	
	口座名義	

(業者コード-口座枝番: [] - [])

(担当者)
職氏名 _____
連絡先 _____

年 月 日

(報告先)
横浜市長

(報告者)
法人名

所在地

代表者職名
(事業所名：)

横浜市新型コロナウイルス障害福祉サービス継続支援事業補助金に係る
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付 第 号により交付決定のあった横浜市新型コロナウイルス障害福祉サービス継続支援事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

- 1 横浜市から交付された補助金等の額の確定額
金 _____ 円
- 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 _____ 円
- 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額
金 _____ 円
- 4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額）
金 _____ 円
- 5 添付資料
 - (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類（別紙1）
 - (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書(写し)
 - (3) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表(写し)

第5号様式 別紙1 (仕入控除税額がない場合)

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
- 2 法人所在地
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額がない理由

第5号様式 別紙1 (仕入控除税額がある場合)

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

1 法人名

2 法人所在地

3 代表者職氏名

4 補助事業名

5 補助金(申請・実績・確定)額 金 _____ 円

6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 金 _____ 円

7 6の計算方法や積算の内訳

(1) 補助対象経費(補助金の用途)の内訳

区分	課税仕入れ	課税売上げ	非課税売上げ	共通対応分	非課税仕入れ	合計
		対応分	対応分			
経費の内訳						
	計					

(2) 課税売上割合 _____ %

(3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法